

大阪府福祉のまちづくり条例改正、および、 大阪府建築基準法施行条例(福祉関係規定)改正の 考え方について

～「出かけやすい、利用しやすい」が、
大阪の「あたりまえ」になるように～

平成20年12月
大阪府

目 次

1	現行制度のあらまし	P 1
1 - 1	「福祉のまちづくり条例」の概要	
1 - 2	並立する法律、条例	
2	改正のあらまし	P 2
2 - 1	改正の骨子	
	(1)改正の目的	
	(2)改正の内容	
	(3)改正の背景	
2 - 2	改正の効果	
3	改正の詳細	P 3
3 - 1	対象となる施設について	
	(1)新設する施設について	
	(2)既存の施設について	
3 - 2	基準について	
	(1)適合を義務付ける基準について	
	(2)適合に努力すべき基準について	
3 - 3	手続きについて	
	(1)基準適合義務に関する手続きについて	
	(2)努力義務にとどまる施設に関する手続きについて	
4	法律や条例の主旨に沿って取り組むべき施策について	P 9
4 - 1	「福祉のまちづくり条例」に基づく、取り組むべき施策	
4 - 2	条例改正と併せて取り組むべき施策への大阪府の考え方	
	参考資料	P 10
	参考資料 大阪府福祉のまちづくり条例の概要と改正について	

1 現行の制度のあらまし

1 - 1 .「福祉のまちづくり条例」の概要

大阪府福祉のまちづくり条例は、大阪府が福祉のまちづくりを進めるために、目的、責務、施策の基本方針、および都市施設の整備に関する事項を定める条例です。

福祉のまちづくり条例の主な構成

【目的】 建築物、旅客施設、道路、路外駐車場、公園等の全ての都市施設を安全かつ容易に利用できるようにすることにより、福祉のまちづくりを進める。

【責務】 大阪府・・・施策を実施、市町村に助言・支援
事業者・・・施設が利用できるよう整備・維持・管理
府 民・・・理解と相互扶助の心を持って施策に協力

【施策】 都市施設(建築物、旅客施設、道路、路外駐車場、公園等)を対象に、施策を実施、
施策の基本方針

府民の気運の醸成、都市環境の整備、社会参加への支援、自立して暮らせる地域社会づくり
啓発・学習の促進 (例:学習促進、人材育成、情報提供等)

推進体制の整備 (例:庁内外会議、当事者・事業者等連絡協力体制の継続)

財政上の措置 (例:鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助)

【都市施設の整備】

施設整備に努めるべき基準を定め、新設時に協議等の手続きを求める。

今回の改正は、主に「都市施設の整備」に関するものであり、「目的」「責務」「施策」などの基本は変わらずに継続して行きます。

1 - 2 . 建築基準法施行条例など、並立する法律、条例

新設する施設に対して、福祉のまちづくりに関する整備を義務付けるために、以下の法律と条例が定められています。ただ、以下の法律や条例では及ばない基準や対象があったため、福祉のまちづくり条例によって、「都市施設の整備」の努力を求める基準と手続きを別途定めています。

大阪府建築基準法施行条例(福祉関係規定)

【目的】 建築物等の最低の基準による生命・健康・財産の保護。衛生上必要な制限。

【義務対象】 建築物全般(不特定多数利用)

【特徴】 福祉のまちづくり条例の基準・対象の一部を含まない。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」)

【目的】 高齢者・障がい者等の移動等と施設利用の利便性と安全性の向上の促進

【義務対象】 大規模建築物(不特定多数利用)、旅客施設、都市公園、路外駐車場

【特徴】 旅客施設、都市公園、路外駐車場の基準は、福祉のまちづくり条例以上。

なお、バリアフリー法(第14条第3項)では、建築物に対して、適用範囲や基準を拡充する条例を制定する権限が与えられています。今回の改正はこの権限を活用するものです。

2 改正のあらまし

2 - 1 . 改正の骨子

(1)改正の目的

「福祉のまちづくり条例」をバリアフリー法に基づく条例に改正し、今まで、努力義務にとどまっていた基準も含め、基準適合義務を基本とした制度とすることにより、より実効性の高い制度とし、課題やニーズに対応します。

また、今まで、福祉のまちづくり条例、建築基準法施行条例、バリアフリー法がそれぞれ別々に定めていた義務や努力義務、基準、手続きなどの相違と重複を整理、統一することで、よりわかりやすい制度とします。

(2)改正の内容 ~ 福祉のまちづくり条例をバリアフリー法に基づく条例に改正

~ 建築基準法施行条例（福祉関係規定）の大半を廃止

現行の「福祉のまちづくり条例」(適合努力義務)を、バリアフリー法(第14条第3項の規定)に基づく条例部分(適合義務)及び努力義務条例部分が併存する条例へと改正します。

そのため、建築基準法施行条例(福祉関係規定)(適合義務)は廃止します。ただし、防災対応(防火戸、避難口誘導灯)および、室内仕様(劇場の車いす用客席スペース)に関する福祉関係規定は、バリアフリー法の対象外となるため、引き続き、建築基準法施行条例に規定します。

(3)改正の背景 ~ バリアフリー法の制定・施行

バリアフリー法の制定・施行により、基準の内容や対象となる施設などが充実されたため、同法に基づく条例を制定すれば、現行の福祉のまちづくり条例と整合を図ることが可能になりました。また、その反面、現在の状態のままでは、現行の福祉のまちづくり条例の基準や対象となる施設などについて、相当部分が重複することにもなりました。

そこで、バリアフリー法に基づく条例を制定する権限を活用し、制度の充実と整理を図ることとしたものです。(バリアフリー法第14条第3項の規定に基づく条例)

バリアフリー法の建築物の基準が充実(平成19年6月より)

オストメイト(人工肛門・膀胱保有者)対応トイレ、案内設備(点字案内含む)、標識(図記号による表示等)などが、適合義務のある基準に追加されました。

バリアフリー法の対象施設が拡大(平成18年12月より)

建築物、旅客施設に加え、都市公園、路外駐車場、道路が、新たにバリアフリー法の対象となり、福祉のまちづくり条例の都市施設の大半と重複することとなりました。

2 - 2 . 改正の効果

バリアフリー法と連携することにより、より明快で実効性のある義務制度となります。

(1)バリアフリー法に基づく条例とすることにより、基準適合義務を拡充

建築基準法に基づく条例(建築基準法施行条例)では、建物の新築の際に義務づけることができなかった基準が、バリアフリー法に基づく条例では、義務付けることができます。

例)視覚障がい者用誘導ブロック、車いす用駐車場、案内設備、標識など

(2)経路の確保を促進(エレベーター設置義務の対象を拡大)

500㎡以上の建築物にまでエレベーターの設置を義務付けます(現行は2,000㎡以上の建築物)。

例)ピロティ形式(1階が駐車場)の場合、250㎡×2層=500㎡以上で対象。

3 改正の詳細

3 - 1 . 対象となる施設について

(1)新設する施設について

建築物を新設する場合 ~原則、整備を義務付け、建築確認・完了検査等によりチェック

現行の福祉のまちづくり条例により事前協議等の手続きを求めてきた対象（用途・規模）に対して、原則、バリアフリー法およびバリアフリー法に基づく条例の基準に沿った整備を義務付けて、建築確認・完了検査等を通じてチェックします。

このことにより、現行の建築基準法施行条例（福祉関係規定）により整備を義務付けてきた用途・規模の建築物と、また新たに「サービス業全般(200 m²以上)」、「官公署(全て)」、「自動車教習所・学習塾(1000 m²以上)」等に対し、バリアフリー法およびバリアフリー法に基づく条例の基準に沿った整備を義務付けて、建築確認や完了検査を行うこととなります。

従って、建築基準法施行条例(福祉関係規定)による整備の義務付けはバリアフリー法とバリアフリー法に基づく条例の内容と重複するため廃止します。

また、これらと重複する福祉のまちづくり条例による事前協議等の手続きも不要となります。

ただし、主に従業員が利用する施設(工場・事務所)、風俗営業を行う施設(ダンスホール)、バリアフリー法の対象外の施設(寺社教会)、小規模な施設については、現行どおり基準に基づく整備を義務付けないため、事前協議等の手続きを引き続き求め、整備への努力を促していきます。

(新設時の対象用途・対象規模の新日については、表1を参照下さい。)

建築物以外の施設を新設する場合 ~バリアフリー法の対象外の施設で事前協議等を継続

旅客施設、特定路外駐車場、都市公園については、バリアフリー法によって、法の基準に基づいた整備が義務付けられています。従って、福祉のまちづくり条例に基づく事前協議等の手続対象からは除外します。

ただし、開発に伴い設置される道路・公園等については、バリアフリー法の基準に基づいた整備が義務付けられていませんので、事前協議等の手続きを、引き続き求めて行きます。

(2)既存の施設について ~ 既存施設は定期報告を継続

~ また、施策としては、今後、施設利用の向上のための施策を検討

既に設置されている施設については、現行の福祉のまちづくり条例（条例施行(平成5年4月1日)前から存する建築物等について、条例施行時点の基準の適合状況および改善状況の定期報告を求める制度を継続します。

また、既存施設については、できるだけ、最新の基準を満たすような整備がなされるよう、啓発や情報提供を行っていきます。

さらに、今後は、今ある施設がさらに使いやすくなるように、また新たに整備した施設も含めて、その使いやすさが保たれるように、その維持や管理についての配慮（経路の確保、職員による接遇、備品の設置、家具などへの配慮など）の向上を促すとともに、利用者にとって、使いやすい施設が探しやすく選びやすくなるように、必要な情報提供や案内がなされるよう取り組みを促す施策を検討していきます。

表1：対象用途と規模(適合義務・手続義務) の新旧対照表(案)

用途区分 (用途名は一部要約)	現行 対象			改正後 対象(案)		
	適合義務 (建築確認にて審査)		手続義務 (事前協議必要)	適合義務 (建築確認にて審査)		手続義務 (事前協議必要)
	バリアフリー法	建築法条例	福祉のまちづくり条例	福祉のまちづくり条例	福祉のまちづくり条例	
建築物 現行において適用義務対象の用途	学校 特別支援学校 特別支援学校以外()	2,000㎡以上	全て	全て	全て	-
	博物館美術館又は図書館病室診療所	2,000㎡以上	全て	全て	全て	-
	公会堂	2,000㎡以上	全て	全て	全て	-
	集会場 集会場 集会機能のある冠婚葬祭場 火葬場含む 集会機能の無い火葬場はバリアフリー新法対象外)	2,000㎡以上	最大室200㎡以上	全て	最大室200㎡以上	最大室200㎡未満
	老人ホーム 保育所 福祉 老人ホ - ム 福祉ホ - ムその他 ホームその他 保育所その他()	2,000㎡以上	全て	全て	全て	-
	老人福祉センター 児童厚生施設 身体障害者福祉センターその他	2,000㎡以上	-	-	全て	-
	飲食店	2,000㎡以上	200㎡超	200㎡超	200㎡以上	-
	物品販売業 物品販売業(下記除く) コンビニエンスストア	2,000㎡以上	200㎡超	200㎡超 100㎡超	200㎡以上	100㎡以上 200㎡未満
	劇場観劇場映画館又は演芸場 展示場	2,000㎡以上	500㎡超	500㎡超	500㎡以上	-
	体育館 水泳場(以上一般公 共用) ボーリング場 遊技場 体育館 水泳場(以上一般公共用)、ボ - リン グ場又は遊技場	2,000㎡以上	1,000㎡超	1,000㎡超	1,000㎡以上	-
	その他 スキ - 場 スケ - ト場 スポ - ツ練習場()	-	1,000㎡超	1,000㎡超	-	-
	公衆浴場 ホテル又は旅館	2,000㎡以上	1,000㎡超	1,000㎡超	1,000㎡以上	-
	(工場のうち)自動車修理工場()	-	200㎡超	200㎡超	200㎡以上	-
	共同住宅()	-	2,000㎡超または50戸超	2,000㎡超または50戸超	2,000㎡以上または50戸超	-
	建築物 現行適用義務対象に追加する用途	サービス業(郵便局又は 理髪店クリーニング取次 店 質屋 貸衣装屋 銀行そ その他) サ - ビス業(下記除く) 質屋 宅建業 旅行代理店 貸衣装屋 貸本屋 チケット販売店(物販店以外のサービス業 に限る) その他 理容 美容店 クリ - ニング店 銀行 金融証券 郵便局等	2,000㎡以上	-	100㎡超 50㎡超 全て	200㎡以上
寄宿舍()		-	-	2,000㎡超または50戸超	2,000㎡以上または50戸超	-
公衆便所		50㎡以上	-	全て	全て	-
官公營(不特定多数利用)		2,000㎡以上	-	全て	全て	-
スポーツ施設 上記以外(一般公共用以外含む)()		-	-	-	1,000㎡以上	-
自動車教習所()		-	-	1,000㎡超	1,000㎡以上	-
学習塾 筆道教室 囲碁教室その他これらに類するもの()		-	-	-	1,000㎡以上	-
車両の停車場又は船隻若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		2,000㎡以上	-	-	全て	-
自動車の停留又は駐車のための施設		2,000㎡以上	-	-	500㎡以上	-
公共用歩廊		2,000㎡以上	-	-	2,000㎡以上	-
義務を維持する用途	ダンスホ - ル	-	-	1,000㎡超	-	1,000㎡以上
	工場	-	-	3,000㎡超	-	3,000㎡以上
	事務所(電気ガス通信)	-	-	全て	-	500㎡以上
	事務所(民間等)	-	-	500㎡超	-	300㎡以上
	神社 寺院 教会 火葬場(集会場除く)	法対象外 法対象外	- 全て	300㎡超 全て	法対象外 法対象外	全て
建築以外	道路 港湾緑地 海岸保全施設 開発公園 地下街 遊園地 動物園 植物園	法対象外	-	全て	法対象外	全て
	旅客施設 都市公園 特定路外駐車場	各法律で適合義務	-	全て	各法律で適合義務	-

・太字は「適合義務」

・()は、条例により、特別特定建築物に追加する「用途」

3 - 2 . 基準について

バリアフリー法およびバリアフリー法に基づく条例により、新設する建築物に整備を求める際の基準は、以下のとおりとなります。（3 - 1の対象となる建築物に対する基準）

(1) 適合を義務付ける基準について

従来からの居室までの段差解消や幅などの経路のバリアフリーや、トイレやエレベーターの寸法などの基準に加えて、いくつかの基準について、新たに義務化または強化します。

新たに義務化する基準

現行では努力義務にとどまっていた基準（福祉のまちづくり条例整備基準）を、バリアフリー法に基づく条例とすることにより、原則義務化します。

基準の内容は、現行の努力義務の基準とほぼ同等の基準とします。

新たに義務化する基準の主な項目は以下のとおりです。

- ・ 車いす使用者用施設（来客者用駐車場、ホテル・旅館の客室）
- ・ 視覚障がい者誘導用ブロック
- ・ 案内設備（建物入口近くの全体案内や受付など）
- ・ 標識（便所やエレベーター等があることを示すため、付近に掲げる案内用の図記号等）
- ・ オストメイト対応トイレ（人工肛門・膀胱保有者の方が使える洗浄装置）
- ・ ベビーシート・授乳場所等

（表2を参照下さい。）

なお、建築物本体ではない、現金自動預払機（ATM）や浴室に設けるシャワーチェア等は義務化できませんので、事業者への働きかけや、設計・施設管理時の配慮すべき事項の周知などを通じて、その必要性和有用性を理解いただき、施設が使えるようにするための配慮を促します。

強化する基準

特に、経路の確保を行うために、現行、延べ面積 2000 m²以上の建築物に義務付けていたエレベーターの設置を、延べ面積 500 m²以上の建築物^注にまで義務の対象を拡大します。

（注：条例で、延べ面積 500 m²よりも大きいものを対象としている場合は、その面積以上のものに対して、エレベーター設置を義務付けます。

例えば、ホテルは条例により延べ面積 1000 m²以上のものを適合義務対象とするので、500 m²以上ではなく、1000 m²以上のホテルについて、エレベーター設置が必要となります。）

(2) 適合に努力すべき基準について

新設時に基準に沿った整備を義務付けないものや、既存の建築物や施設についても、バリアフリー法およびバリアフリー法に基づく条例の基準に沿った整備をするよう努めるべきこととなります。

表2：義務を強化する主な基準 の 新旧対照表（案）

・各対象用途・規模の建築物に適用される基準

・福祉のまちづくり条例の整備基準のほとんどが、バリアフリー法および同法に基く条例により義務化

主な対象者	主な整備項目	現行基準			改正後基準
		適合義務	建基法 条例	福祉のまちづくり 条例	適合義務
		バリアフリー新法 (注:特別特定建築物で2000㎡以上(便所は50㎡以上)が対象。表1参照)	建基法 条例 (注:対象用途・規模は表1参照)	福祉のまちづくり 条例 (注:対象用途・規模は表1参照)	福祉のまちづくり 条例 (注:対象用途・規模は表1参照)
共通	標識・案内設備	設置		設置	設置
	エレベーター	設置	設置 (2,000㎡以上の場合)	設置 (2,000㎡以上の場合)	設置 (500㎡以上の場合)
		仕様 「奥行1.35m以上」 (不特定多数利用の場合 幅1.4m以上)	仕様 「奥行1.2m以上」 (500㎡以上の場合)	仕様 「奥行1.2m以上」 (500㎡以上の場合)	仕様 「奥行1.35m以上」 (500㎡以上の場合)」 (不特定多数利用かつ2000㎡以上の場合 幅1.4m以上)
車椅子 使用者	駐車施設	設置 (駐車場を設ける場合)		設置 (駐車場を設ける場合)	設置 (駐車場を設ける場合)
	客室(ホテル・旅館)	設置 (客室50以上の場合)		設置 (5,000㎡以上の場合)	設置 (客室50以上の場合)
視覚障 がい者	誘導・警告ブロック	設置		設置	設置
	案内設備および案内設備までの経路	設置		設置	設置
内部障 がい者	オストメイト対応水洗器具(便所)	設置		設置 (10,000㎡以上の場合)	設置
乳幼児 連れの 方	ベビーシート及びベビーカー			設置 (1,000㎡以上の場合)	設置 (1,000㎡以上の場合)
	授乳・おむつ交換場所			設置 (5,000㎡以上の場合)	設置 (5,000㎡以上の場合)

対象拡大
(規模引下げ)

義務対象規模が
500㎡以上としてい
る用途は、各用途の
対象規模以上。

カゴ大きさ
('幅,確保)

対象拡大
(規模引下げ)

現行バリアフ
リー法で
2000㎡(公衆
便所50㎡)
以上

現行
BFF法のみ義務

現行
福祉まち
手続のみ

- ・ は、平成19年6月からバリアフリー法の基準(移動等円滑化基準)により、新たに適用された整備項目。
- ・ **太字**は、「適合義務」基準
- ・ 建築基準法施行条例で引き続き対応する事項
防炎対応(防火戸、避難口誘導灯)・室内仕様(劇場の車いす用客席スペース)は建築基準法施行条例で対応。

3 - 3 . 手続きについて

(1)基準適合義務に関する手続きについて

建築物に対する基準に沿った整備の義務付けに関するチェックは、建築確認の審査や完了検査により行なわれます。

また、路外駐車場、都市公園、旅客施設については、それぞれ、駐車場法、都市公園法、鉄道事業法の定めに従って、手続きが行なわれます。

したがって、このように、バリアフリー法およびバリアフリー法に基づく条例の基準に沿って整備を義務付けられるものについては、別途、福祉のまちづくり条例に基づく事前協議等の重複した手続きについては必要ではなくなります。

(手続きの流れについては、図1を参照下さい。)

(2)努力義務にとどまる施設に関する手続きについて

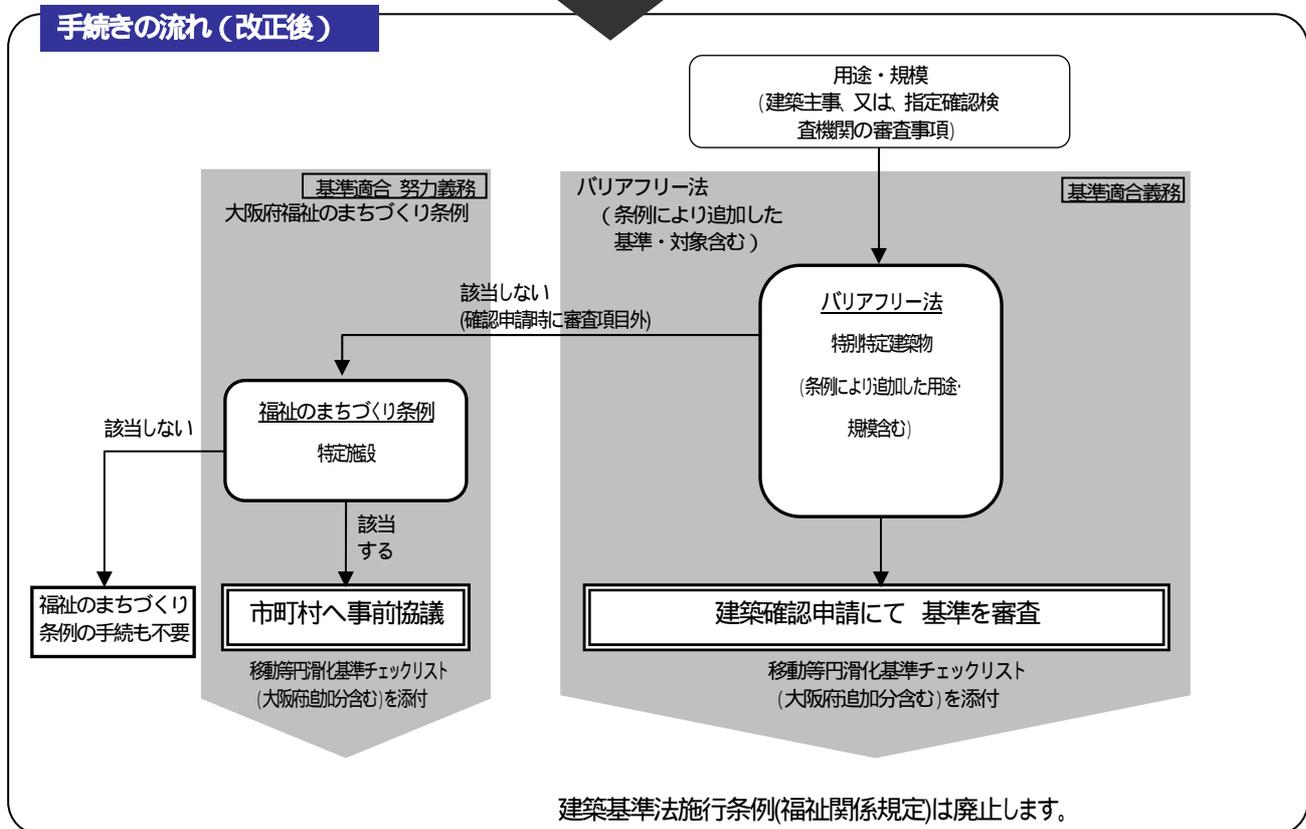
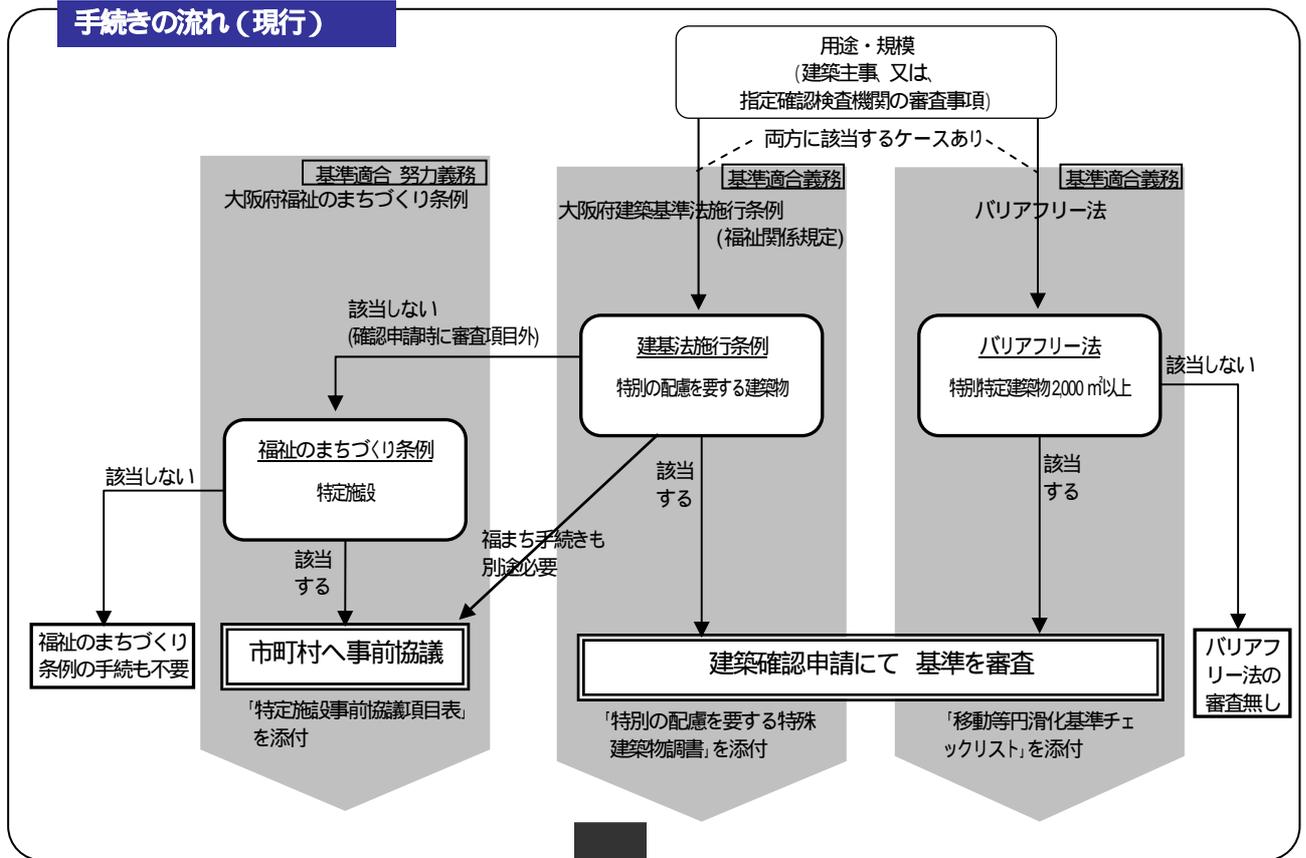
ただし、現行、事前協議などの手続きを求めていたもののうち、今回の条例改正によっても基準に沿った整備が義務付けられない建築物の用途や規模(寺社教会、工場・事務所、ダンスホール、小規模なサービス業・集会場・コンビニエンスストアなど)または開発に伴い設置される道路・公園などについては、これまでどおり、引き続き、「事前協議」および「完了届け」の手続きが必要です。

着工前と竣工後に、各事業者は責任を持ってバリアフリーに関する基準をチェックし、その内容を届け出るとともに、施設利用者や管理者に確実に伝えて、施設が利用しやすくなるように努めていくこととなります。

なお、事前協議等の手続き先は、これまでどおり、建築物は各市町村、それ以外は大阪府となります。

(以上、手続きの対象となる用途・規模、施設については、表1を参照下さい。)

図1：法律・条例の手続きの流れ 新旧対象



4 法律や条例の主旨に沿って、取り組むべき施策について

今回の条例改正では、新設する施設への最低限の義務基準を充実させ、また、類似した複数の基準や手続きの重複を整理し、わかりやすい制度とします。

ただし、こうした施設の基準をただ守るだけでは、実際に、施設が容易に使えるようになり、また目的地までの移動がスムーズにできるようになるにはまだ十分ではありません。

たとえば、せっかく幅広く作った廊下でも、荷物や家具が放置してあれば通れません。やっと部屋に入っても、固定イスばかりなら車いす利用者は机につけません。食堂でも、視覚に障がいがあれば点字メニューがなければ好きなものが選びにくくなります。聴覚に障がいがあれば、筆談のための紙とペンなどの備えが無ければ店員さんに質問することも難しくなります。

逆に言えば、「廊下に荷物を放置しない」「固定イスじゃない席がある」「点字メニューがある」「筆談用具がある」ということによってでも、「使える」「使いやすい」施設に近づけることができます。

また、既にある施設で、改善工事が難しい場合でも、従業員や店員が備品も用意して、利用者の皆さんを迎えようとすることで、施設の使い勝手が随分よくなることもあります。

このように「実際に使えるように、使いやすいように」ということを、事業者や府民の皆様そしてもちろん行政も、みんなが「あたりまえのこと」と考え、普段から取り組むことが大切です。

このために「大阪府福祉のまちづくり条例」では、大阪府・事業者・府民の「責務」と「施策」を定めています。

今後も、今回の条例改正をさらに効果的で実のあるものとするためにも、大阪府は、継続的に課題やニーズをしっかりと捉えながら、必要な施策を行います。

4 - 1 . 「大阪府福祉のまちづくり条例」に定める「施策」

都市施設（建築物、旅客施設、道路、路外駐車場、公園等）を対象に、施策を実施。

- ・ 施策の基本方針（機運醸成、都市環境整備、社会参加支援、地域社会づくり）
- ・ 啓発・学習の促進（例：学習促進、人材育成、情報提供等）
- ・ 推進体制の整備（例：庁内外会議、当事者・事業者等連絡協力体制の継続）
- ・ 財政上の措置（例：鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助）

4 - 2 . 特に今後、重点的に取り組むべきと考える施策について

施設整備の対象や基準を定め、都市施設のバリアフリーに関する施設整備が必要とされる一方で、施設整備後の維持や管理についての配慮や、必要な情報提供や案内がなされることが、施設を利用するうえで、大変重要な要素となります。

大阪府では、下記のような項目について取り組みを促すため、啓発や業界団体との取り組みへの合意形成の手法を検討します。

- ・ 施設の適切な維持管理
- ・ 情報提供（使える施設を探し、選べる仕組みづくり）
- ・ 職員等による接遇・対応（スタッフ教育等）
- ・ 備品・家具の配置に対する配慮（筆談器具・点字メニュー等）

福祉のまちづくり条例の概要

目的

都市施設(建築物、旅客施設、道路、路外駐車場、公園等)を、安全かつ容易に利用できるようにすることにより、福祉のまちづくりを進める。

責務

大阪府・・・施策を実施、市町村に助言・支援
 事業者・・・施設が利用できるよう整備・維持・管理
 府民・・・理解と相互扶助の心を持って施策に協力

施策

都市施設(建築物、旅客施設、道路、路外駐車場、公園等)を対象
 ・施策の基本方針 (例:機運醸成、都市環境整備、社会参加支援、地域社会づくり)
 ・啓発・学習の促進(例:学習促進、人材育成、情報提供等)
 ・推進体制の整備(例:庁内外会議、当事者・事業者等連絡協力体制の継続)
 ・財政上の措置 (例:鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助)

都市施設の整備 (主な改正部分)

(現行)整備に努力すべき基準を定め手続義務。(改正により整備を義務化)

バリアフリー法に基づき、建築物について、義務(基準・対象)を拡充する条例を制定

バリアフリー法(H18~)・・・従来のハートビル法(建築物(H6~))・交通バリアフリー法(旅客施設(H12~))を統合

・目的 : 高齢者・障がい者等の移動と施設利用の利便性と安全性の向上の促進

・基準適合義務 : 旅客施設、都市公園、路外駐車場 (法による充実した基準 (現行の条例以上))

: 建築物は、大規模建築物のみ義務。 **義務(基準・対象)を拡充する条例を制定する権限が、地方公共団体に付与。**

条例の目的、責務に基づき、

都市施設(建築物、旅客施設、道路、路外駐車場、公園等)を広く対象に、施策を実施

条例改正と併せて、今後、展開を検討していく施策の例(ソフトも含む配慮・取組みを促す施策)

特に、今後、アンケートでもご意見をいただいた、施設整備後の継続的な管理配慮(職員による接遇や利用者マナー、備品・家具などの配慮)や、情報提供・案内について、取組みを促す施策を検討。

検討イメージ

都市施設(建築物、旅客施設、道路、路外駐車場、公園等)が、使いやすく、探しやすく、選びやすくなるような事業者の取組み(整備・維持管理・情報提供など)を促すため、啓発や合意形成の手法等を検討。

具体例(検討案)

使える施設等を探し、選ぶための情報提供の促進

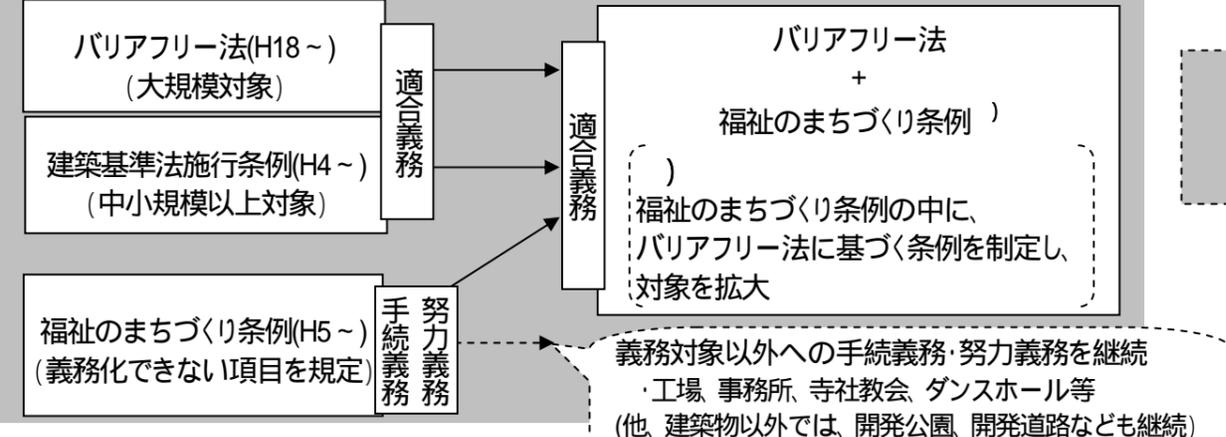
施設性能を補う人的対応・管理配慮(スタッフ教育、点字メニューなど)

条例改正の主旨 (建築物の基準適合義務に関する部分の改正)

バリアフリー法に基づく条例に改正

- ・ 基準適合義務(建築確認)を基本とした制度に再構築することにより、課題・ニーズに対応。
- ・ 基準・手続きを整理し、明快なものとする (建築基準法施行条例(福祉関係規定)は廃止)。

(条例改正イメージ図(建築物))
 (現行...並立する法律、条例)



主な効果 = バリアフリー法と連携することにより、より明快で実効性のある義務制度へ

バリアフリー法に基づく条例とすることにより、基準適合義務を拡充

・ 建築基準法に基づく条例(建築基準法施行条例)では定めることができなかった項目について、バリアフリー法に基づく条例とすることにより基準適合義務化。

新たに対象とする用途

・ サービス業を営む店舗(例:銀行、証券会社、旅行代理店等)

新たに義務化する基準

・ 車いす使用者用駐車施設、視覚障がい者用誘導ブロック、オストメイト対応トイレ
 ・ ベビーベッド、ベビーシート、授乳施設等の設置

経路の確保を促進 (エレベーター設置義務の対象を拡大)

・ 500㎡以上の建築物にまでエレベーター設置を義務化(現行は2,000㎡以上に設置義務)。

例)ピロティ形式(1階が駐車場)の場合、250㎡×2層=500㎡以上で対象。

(義務化に伴い、福まち条例整備基準適合証は、建築基準法完了検査済証へ原則吸収となるため廃止。)

全ての人が自らの意思で自由に移動でき、社会に参加できる福祉のまちづくりの実現